

議第293号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成22年11月18日提出

京都市長 門川大作

損害賠償額		8,471,215円
事故の概要	種別	河川への転落事故
	発生年月日	平成21年6月7日
	被害者	
	損害の程度	第12胸椎 <sup>つゐ</sup> 破裂骨折

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。